

医学部等教育・働き方改革支援事業 Q&A (令和5年1月6日現在)

現在調整中・検討中の内容が含まれますので、今後 Q&A についても内容を変更とする可能性があることに
留意ください。

	質問	回答
【申請について】		
1	どのような学校が申請できるのか。	メニューごとに異なり、申請対象の詳細は以下のとおりです。 (メニュー1) 共用試験を実施する医学部、歯学部 (メニュー2) 附属病院
2	複数のメニューに応募することは可能か。また、複数の学部単位で申請することは可能か。	メニュー1とメニュー2に両方応募することは可能です。(メニュー1について医学部・歯学部の両方応募することも可能) なお、複数の学部単位で申請を検討することは可能ですが、提出は大学において取りまとめの上、御提出ください。
3	メニュー1について、共用試験の実施に必要な設備の対象はどのようなものを想定しているのか。	公募通知別添 P1 の記載を確認ください。
4	メニュー1について、感染症対策のための設備を必ず整備しなければならないのか。	感染症対策のための設備の整備は必須ではありませんが、共用試験の安定的な実施のために必要な設備として、例えば、感染症対策のための頭頸部診察用シミュレーター整備等を想定しています。
5	メニュー2について、ICT 機器等の対象はどのようなものを想定しているのか。	公募通知別添 P2 の記載を確認ください。 なお、メニュー2については、各大学病院が早期に確実に必要な特定労務管理対象機関の指定を受けることを目的としておりますので、医師の労働時間短縮や業務効率化を行う上で効果を発揮する機器であることが必要ですが、それを踏まえたものであれば各大学の状況に合わせた機器を整備する計画で構いません。
6	メニュー2について、ICT 機器等の直接の使用者が医師でない場合にも本事業の対象となるのか。	ICT 機器等の直接の使用者が医師でない場合も含まれますが、計画書「2. 実施計画(4)」の注意書きに記載のとおり、どのように医師の労働時間短縮や業務効率化につながるのか系統立てて説明することが求められます。
7	計画書の「事業推進責任者」を学長とすることはできるのか。	事業推進責任者は実質的な事業統括者であるため、学長がそれを担うことは難しいと考えます。
8	計画書の「事業推進責任者」は、今後採用予定の者でも良いのか。	事業推進責任者は、申請の時点で当該大学の常勤の役員又は教員である必要があります。
9	計画書の「事業推進責任者」は途中で交代することは可能か。	引き続き事業を適切に推進することができるのであれば、途中で交代しても構いません。
10	計画書の「担当者」の所属に指定はあるか。	申請大学の職員であれば、学部、病院、その他、どの部署の所属でも構いませんが、事業としては学部(病院)とその他事業に携わる部署の協力のもと計画・申請するとともに、事業について全体を把

		握している担当者を記載してください。
11	他の補助金にも申請する予定であるが、本公募テーマへの申請が制限されるのか。	他の補助事業への申請によって、本事業への申請が制限されることはありません。 ただし、両方で採択された場合、事業内容に重複があると本事業として経費措置を受けることができなくなりますので、申請に際して、他の経費措置を行っている事業との区分・相違などを十分整理した上で、本事業に申請してください。
12	メニュー 2 について、大学病院の分院から申請することはできるのか。	分院単体で申請することはできません（Q&A【申請について】No.2 に記載のとおり、大学で取りまとめの上申請してください。）。なお、本院での取組に加えて、分院での取組を計画書に含めて記載することは可能ですが、分院のみの取組については選定対象外とします。
13	メニュー 1 において、学部ごとに上限額が異なるのはなぜか。	本事業のメニュー 1 では、各学部において共用試験を実施するとした場合に必要となる機器の種類等が異なることにかんがみ、異なる申請上限額を設定しております。
14	メニュー 2 の上限額が大きいのはなぜか。	医師の働き方改革には大学・大学病院全体での取組が必要となることから、対象医師数の規模を勘案し、必要となる機器等を申請してもらうことを想定しています。このため、大規模な実施計画の場合には上限額一杯の申請になるものと考えています。
15	【1月6日追加】メニュー 2 において、支援対象となる大学の要件に「医師労働時間短縮計画書の作成完了予定時期が本年度中であること」とあるが、医師労働時間短縮計画書に記載する「労働時間数」の前年度実績について、令和 4 年度 1 年間の実績を記載する予定であり、令和 5 年 3 月分の実績が確定するのが令和 5 年 4 月以降となる場合には、要件を満たしていると言えるか。なお、「労働時間数」の前年度実績以外については、本年度中に作成完了予定である。	左記のケースの場合には要件を満たすものとします。なお、計画書別添に記載する「医師労働時間短縮計画書の作成完了予定時期」については、「労働時間数」の前年度実績以外の必要事項の作成完了予定時期を記載してください。
16	【1月6日追加】メニュー 1 において、現在使用している機器の更新（買い換え）は可能か。	公募通知別添 P 1「募集する事業の内容」の範囲内であれば申請は可能です。

【補助期間について】		
1	本事業は令和4年度補正予算のみの事業か。今後改めて予算計上はあるか。	令和4年度限りの事業です。令和5年度の予算には計上していません。また、令和6年度以降の取扱いについては、現時点では未定です。
2	予算の繰越は可能か。	事情がある場合には、繰越可能とする方向で調整中です。
3	令和5年度への繰越が認められた場合、各大学が個別に繰越のための手続きを行う必要があるか。	令和5年度への繰越手続きにあたっては、各大学から個別の繰越事由を求めず、文部科学省において手続きを行います。
4	計画書の「2. 実施計画」及び「3. 設備整備等の計画」については、令和4年度分の計画のみを記載するのか。それとも令和5年度分の計画も含めて記載すべきか。	本事業は令和4年度第2次補正予算による事業のため、原則として令和4年度内に実施する事業計画を記載いただくこととなりますが、現時点において、事業計画が明らかに令和4年度内に完了しない場合には、令和5年度に実施予定の計画も含めた形で、計画書「2. 実施計画」及び「3. 設備整備等の計画」を作成してください。 なお、上記 No.3 の回答のとおり、文部科学省において令和4年度予算の繰越手続きを行うことを予定しています。
【教育設備整備等の計画について】		
1	申請に当たり、補助上限額まで計上しなければならないのか。	補助期間の計画策定に当たり、予算を計上する際には、実施する事業の規模や費用対効果等を勘案して、補助上限額の範囲内で必要な金額を計上してください（あくまで上限額を示しているだけであり、計画される事業に比して過大な金額とならないよう検討の上計上してください）。なお、経費の妥当性、不可欠性も審査しており、明らかに華美、過大、不必要な経費を計上することはこれに影響すると考えてください。申請に当たっては実勢価格等を踏まえ、経費の積算まで十分に検討し、選定となった後に大幅に積算内容を変更することがないようにしてください。
2	補助事業として実際に取組を開始し、経費を支出できるのはいつ頃からか。	各大学の負担軽減の観点から、本事業については交付内定を行わず、交付決定のみを行うことといたします。経費の支出については、補助事業の開始（補助金交付決定）後となります。
3	選定された場合、交付決定以前に実施した取組について遡って経費を充当できるのか。	交付決定後における事業の実施に必要な経費に対し支出されるものであり、決定前に遡って経費を充当することはできません。
4	物品費以外の経費として支出することは可能か。	本事業は設備整備支援を目的とするため、設備備品費（据付等に要する経費含む）及び導入した設備備品を活用するために必要最低限の消耗品費を中心に考えていますが、人件費にあつては、最新機器の活用に関し意見をもらうための外部講師等への謝金にのみ支出することを認めています。共用試験を行う際に協力いただく模

		<p>擬患者への謝金は認めておりません。</p> <p>また、旅費についても認めておりません。</p>
5	施設の改修を行うことは可能か。	<p>建物等施設の建設、不動産取得に関する経費、施設の改修に関する経費に使用することはできません。ただし、本補助事業のために購入した設備・備品を導入することにより必要となる軽微な据付費等については使用できます。</p>
6	経費の使用で注意すべきことはあるか。	<p>本補助金が税金を原資としていることに鑑み、社会一般的にみても適切でない経費や本来大学が負担すべきでない経費に使用することはできません。また、本事業が共用試験の実施環境の整備及び医師の労働時間短縮や業務効率化の環境整備という観点から、これらの目的の達成のために必要となる機器の購入を主眼に据えており、共用試験を運営するための指導教員等の雇用経費や、医師等の雇用経費、購入する機器に係る経費に比して、必要以上に過大な量の消耗品の購入に使用することはできません。不適切な経費については返還していただくとともに、経費の使用に問題が多いと判断される場合は、大幅な補助金の減額又は補助金の取消等を行います。</p> <p>例えば、以下のようなものは本補助金で使用すべきではないと考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学内の規程等に基づいていないもの（本事業のみ特別な扱いをすることは認められません） ○ テレビゲーム機、キッチン用品（電子レンジ、冷蔵庫、食器棚）、スポーツ用品等、娯楽目的と疑われる物品の購入。 ○ パソコン、カメラ、ビデオカメラ等の過剰と疑われる台数（社会一般の常識に照らして効率的かつ経済的とは言えないような台数）の購入 ○ 本事業と関係のない他の用途への使用を目的とした物品（本事業専用でない物品）の購入
7	「本補助事業のために購入した設備・備品を導入することにより必要となる軽微な据付費」とは具体的にどの程度か。	<p>①設備備品を建物に取り付け、固定するために必要な経費、</p> <p>②設備備品を設置し、調整するために必要な経費、</p> <p>③設備備品の設置に必要な床の補強や防振材の取付けに必要な経費等を想定しています。</p>
8	補助率は何割か。	<p>国公私問わず、10/10の定額です。</p>
9	他の大学改革推進等補助金における取扱要項において、設備備品費は補助対象経費の70%を超えないように記載があるが、本事業において	<p>本事業においては該当しません。極論すれば、設備備品費として100%計上することも可能です。</p>

	も該当するか。	
10	設備を購入せず、ライセンス契約、リース契約、保守契約等は可能なのか。	本事業では機器の購入による整備を中心とした事業であり、原則としてライセンス契約等は該当しません。 なお、購入した設備や ICT 端末を使用するためのアカウントのライセンス契約等については、原則として単年度での契約を想定してはいますが、補助期間中にかかる経費について対象となります。
11	ライセンス契約等が年度をまたぐ場合、どのように計上すべきか。	契約年数に関係なく、年度をまたぐ契約は基本的に認められません。 複数年の契約形態しかないなど、やむをえず年度をまたぐ契約をしなければならない場合は、補助期間にかかる経費のみを按分して計上してください。（補助期間については、Q&A【補助期間について】No.2、No.4 を参照）
12	ソフトウェア等システムの導入経費として使用することは可能か。	整備備品費としてソフトウェア等の導入経費を計上することは可能です。ただし、活用するための維持費等の諸経費は補助期間内でのみの支出となるため、事業継続の可能性を踏まえて御検討願います。
13	業者選定の際、相見積もりが必要か。	本事業では複数社による見積もりは必須とはしませんが、各大学の規程に従い、適切な取扱いを行うようにしてください（規程の新設・拡大解釈等により、本事業のみ特別の取扱いとすることは認められません）。 なお、本補助金は、適正化法等が適用されるため、一般競争契約（契約に関する公示をし、不特定多数の者による競争をさせ、最も有利な条件を提示した者との間で締結する契約方式）などにより、公正かつ最小の費用で最大の効果があがるように経費を効率的に使用してください。
14	例えばメニュー 1 において医学部として申請する場合、購入した機器を他学部の実習等で活用してもよいか。	原則として公的化された共用試験の実施のために使用することを想定していますが、事業の趣旨の範囲内で他学部の実習のために使用することは妨げません。
15	別添「実習のための設備備品整備状況」の記載について、整備状況はどの程度記載すべきか。	3. 設備整備等の計画 で記載した設備と同様の用途として整備されている物品については須く記載してください。
16	上限額を超えて設備備品を購入して事業を行うことは可能か。	補助上限額を超えた分は自己収入より支出が求められますが、計画上での計上は可能ですが、様式には積算内訳内に内いくらが自己負担か分かるよう記載願います。 なお、選定された場合、補助総額（補助額+自己収入経費）に

		対する執行額で返納金が生じるため、過大に積算した場合は返納が生じる可能性があることに御留意願います。
17	【1月6日追加】メニュー1において、①共用試験のみで申請する場合、②-1、②-2の記入は必要か。	共用試験の公的化の目的が、そもそも診療参加型臨床実習の充実であるため、「②-1」は全ての大学で記入が必要です。 なお、「②-2」については、②「診療参加型臨床実習の充実」関係の設備の計上がない場合は記入不要です。
18	【1月6日追加】メニュー1において、<参考情報>のレーン数とは、何を指すのか、また、課題ごとにレーン数が異なる場合にどのように記載したら良いか。	一課題当たりの部屋（ブース）数を指します。 課題ごとにレーン数が異なる場合には、導入予定の設備を使用する課題のレーン数について記載してください。 万が一、複数有る場合には、複数行にして記載してください。
19	【1月6日追加】メニュー1において、「実習のための設備備品（シミュレーター等）整備状況」は、医学部医学科又は歯学部歯学科を対象に整備した設備のみ記載するのか、あるいは医学部保健（看護）学科まで記載する必要があるのか。	医学部保健（看護）学科まで含めて記載いただき、その設備用途を端的に記載ください。別添P1「背景・目的」にもございますように、本事業は医学生・歯学生の試験実施の厳格化に対応する環境を整備することが趣旨ですが、保健学科を対象とした設備であっても、医学部・歯学部生の教育に適用できる設備か否かを確認します。
【審査の観点】		
1	「感染症医療人材養成事業」や「ウィズコロナ時代の新たな医療に対応できる医療人材養成事業」で選定されていた場合は、本事業に申請は可能なのか。	申請は可能です。但し、公募通知に記載のとおり、選定に当たっては、メニュー1については、令和3年度第1次補正予算での「ウィズコロナ時代の新たな医療に対応できる医療人材養成事業」（メニュー2A）に採択されていない大学が優先される予定です。 また、厚生労働省等が実施している他の事業又は他の補助金等による経費措置を受けている計画あるいは令和2年度第3次補正予算での「感染症医療人材養成事業」、令和3年度第1次補正予算での「ウィズコロナ時代の新たな医療に対応できる医療人材養成事業」（メニュー2A）などの他の補助金等に選定されている計画と同一又は類似の計画については選定対象外とします。 他の事業で整備されるものとの相違に留意願います。
2	複数のメニュー（学部）において申請した場合、一部のメニュー（学部）のみ評価が悪いとすると、他のメニュー（学部）の申請も不採択となるのか。	本事業の公募においては、メニューごと、学部ごとに独立した取組として申請が行われたものとして審査することとしておりますので、一部メニュー（学部）が不採択でも、他のメニュー（学部）では採択となることはあり得ます。
【その他】		
1	補助対象校となった場合、交付内	業者からの見積書類の添付は不要です。

	定・交付決定の際に、業者からの見積書類の添付は必要か。また、必要であった場合、原本証明の押印は必要か。	
2	異なるメニュー、学部間での経費の合算による使用や流用は可能か。	公募通知別添 P2 に記載のとおり、異なるメニュー、学部間での経費の合算による使用や流用は認められません。